

熊本県公報

第 1 1 5 1 4 号
平成 19 年 2 月 16 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 松橋不知火都市計画下水道事業宇城市公共下水道事業計画変更……………(下水環境課) 1
 - 平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) の一部改正……………(私学文書課) 1
 - 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 2
- 公 告**
- 平成 19 年度県庁舎廃棄物運搬業務委託……………(管財課) 2
 - 平成 19 年度経営事項審査の日程……………(監理課) 4
 - 熊本都市計画臨港地区の変更……………(都市計画課) 10
 - 熊本都市計画道路の変更……………(") 10
 - 公共測量の終了……………(監理課) 10
 - 開発行為工事完了……………(建築課) 10
- 登 載 依 頼**
- くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の開催……………(健康福祉政策課) 10
 - 熊本県社会教育委員会議の開催……………(社会教育課) 11
- 正 誤**
- 平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報第 11388 号中に誤りがあったので次
のとおり訂正する……………(砂防課) 11
 - 平成 18 年 3 月 23 日付け熊本県公報号外第 11 号中に誤りがあったので
次のとおり訂正する……………(人事課) 11

告 示

熊本県告示第 135 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同法第 62 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。
平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 宇城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 松橋不知火都市計画下水道事業 宇城公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
変更なし。
 - (2) 使用の部分
昭和 55 年熊本県告示第 15 号、昭和 57 年熊本県告示第 1,020 号、昭和 63 年熊本県告示第 266 号、平成 2 年熊本県告示第 340 号、平成 8 年熊本県告示第 270-6 号、平成 11 年熊本県告示第 334 号、平成 15 年熊本県告示第 110 号、平成 15 年熊本県告示第 43 号の事業地に、松橋町大字西下郷字栗焼、字後迫及び字前田を加え、松橋町大字豊福字下微雨並びに、大字久具字金ヶ崎、字微雨、字財間及び字堂前並びに、大字西下郷字江口、字塚田及び字野中並びに、大字両仲間字狐塚地内において事業地を変更する。
 - (3) 事業施行期間
昭和 55 年 12 月 26 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 136 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) の一部を次のとおり改正する。
平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (渉外関係促進)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	大阪事務所	を
熊本県非常勤職員採用試験 (渉外関係促進)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	大阪事務所	
熊本県非常勤職員採用試験 (観光物産展示室運営)	受験者に対して総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	大阪事務所	に

改める。

熊本県告示第 137 号

家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する馬の雄
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 19 年 3 月 13 日 (火)	午前 10 時から	有限会社宮村牧場 (阿蘇郡西原村)

公 告

熊本県公告第 149 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 19 年度県庁舎廃棄物運搬業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 19 年度の県庁舎廃棄物運搬業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年熊本県告示第 420 号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成 18 年熊本県告示第 521 号)による審査のうえ、有資格者として営業種目廃棄物処理の一般廃棄物の収集運搬、処分及び産業廃棄物の収集運搬、処分に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 熊本市内に本社、支店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 熊本市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業(廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず)の許可を受けている者であること。
 - (4) 4 の(1)の時点において、従業員(常勤職員)を 5 人以上雇用しており、かつ、一般廃棄物収集運搬業車両として熊本市の登録を受けた一般廃棄物収集運搬専用車両(パッカー車両)を 2 台以上保有している者であること。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (7) 6 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 2 月 16 日（金）から平成 19 年 2 月 26 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札手続きに間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出等
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 2 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
- 熊本県総務部管財課管理係（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2090
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 2 月 16 日（金）から平成 19 年 3 月 2 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 3 月 9 日（金）午前 11 時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館 13 階 予備室 2
 - (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 3 月 8 日（木）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に

- 付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ 入札金額と契約単価が矛盾する入札
シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 150 号

平成 19 年度に熊本県が実施する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 19 条の 6 第 1 項及び第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第 27 条の 24 第 1 項に規定する登録経営状況分析機関が規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請の対象者
熊本県内に主たる営業所を有する法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた建設業者
- 2 申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）
平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで
- 3 審査日及び審査場所等
「経営事項審査日程表」のとおり。
- 4 審査日の予約
 - (1) 予約先
主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所
 - (2) 予約の期限
平成 19 年 11 月 30 日

(3) 予約の方法

予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定により変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成19年8月1日から平成19年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所^がの受付印があるものに限る。）を持参し、平成19年11月1日から平成19年11月30日までの間に予約することができる。

日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成20年1月21日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成20年1月18日までに経営事項審査を受審しなかった者

イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成19年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者

ウ 民事再生法等の手續中の者

5 申請の方法

経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。

6 審査日に持参する書類

(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）

(2) 知事が別に定める経営事項審査添付書類

(3) その他知事が別に定める書類

7 経営事項審査の手数料及び納付方法

(1) 手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額

(2) 納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県証紙を貼り付けて納付するものとする。

8 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

9 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10月決算法人	4	11(水)、24(火)	9時から	熊本県庁 13階会議室
	11月決算法人	4	25(水)		
	個人、12月決算法人	5	10(木)、15(火)		
		6	5(火)、19(火)		
	1月決算法人	6	20(水)		
	2月決算法人	6	29(金)		
	3月決算法人	7	12(木)、17(火)、18(水)、25(木)		
	4月決算法人	8	28(火)、29(水)		
	5月決算法人	9	12(水)、26(水)、27(木)		
	6月決算法人	10	10(水)、16(火)、17(水)、23(火)		
	7月決算法人	11	6(火)、13(火)		
	8月決算法人	11	20(火)、27(火)		
		12	4(火)、5(水)		
9月決算法人	12	17(月)、18(火)			
	1	8(火)、17(木)、18(金)			
宇 城	10～11月決算法人	4	17(火)	9時から	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	5	29(火)		
		6	13(水) ※ 6月13日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月29日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	13(水)		
	2～3月決算法人	7	4(水)		
	4月決算法人	8	21(火)		
	5月決算法人	9	11(火)		
	6月決算法人	10	24(水)		
	7月決算法人	11	15(木)		
8月決算法人	11	28(水)			
9月決算法人	1	9(水)			
玉 名	10～11月決算法人	4	12(木)	9時から	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	5	11(金)		
		6	12(火) ※ 6月12日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月11日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	12(火)		
	2～3月決算法人	7	19(木)		
	4月決算法人	8	30(木)		
5月決算法人	9	13(木)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日		開始時間	審 査 場 所	
		月	日(曜日)			
玉 名	6月決算法人	10	3(水)	9時から	玉名建設会館	
	7月決算法人	11	7(水)			
	8月決算法人	11	21(水)			
	9月決算法人	12	13(木)			
鹿 本 ・ 菊 池	10~11月決算法人	4	19(木)	9時から	鹿本建設会館	
	個人、12月決算法人	5	23(水)			
		6	6(水)、21(木) ※ 6月21日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月23日、6月6日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	21(木)		菊池建設会館	
	2~3月決算法人	7	11(水)			
	4月決算法人	8	22(水)			鹿本建設会館
	5月決算法人	9	5(水)			菊池建設会館
	6月決算法人	10	11(木)、25(木)			鹿本建設会館
	7月決算法人	11	8(木)			菊池建設会館
	8月決算法人	11	29(木)			鹿本建設会館
9月決算法人	12	6(木)	菊池建設会館			
1	16(水)					
阿 蘇	10~11月決算法人	4	18(水)	9時から	阿蘇建設会館	
	個人、12月決算法人	5	16(水)			
		6	27(水) ※ 6月27日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月16日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	27(水)			
	2~3月決算法人	7	24(火)			
	4月決算法人	8	31(金)			
	5月決算法人	9	19(水)			
	6月決算法人	10	26(金)			
7月決算法人	11	14(水)				
8~9月決算法人	12	11(火)				
上 益 城	10~11月決算法人	4	26(木)	9時から	矢部建設会館	
	個人、12月決算法人	5	30(水)			
		6	8(金) ※ 6月8日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月30日が全部予約されてから予約すること。			
	1月決算法人	6	8(金)			
	2~3月決算法人	7	5(木)			
	4~5月決算法人	9	18(火)			
	6月決算法人	10	12(金)			
	7~8月決算法人	11	16(金)			
9月決算法人	12	12(水)				

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所
		月	日 (曜日)	開始時間	
八 代	10～11月決算法人	4	27(金)	9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	22(火)		
		6	7(木)、22(金) ※ 6月22日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月22日、6月7日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	22(金)		
	2～3月決算法人	7	20(金)		
	4月決算法人	8	23(木)		
	5月決算法人	9	14(金)		
	6月決算法人	10	4(木)		
	7月決算法人	11	1(木)		
8月決算法人	11	22(木)			
9月決算法人	1	10(木)			
芦 北 ・ 球 磨	10～11月決算法人	4	20(金)	9時から	人吉建設会館
	個人、12～1月決算法人	5	31(木)		芦北建設会館
		6	1(金)		
	2～3月決算法人	7	6(金)		人吉建設会館
	4～5月決算法人	9	6(木)、7(金) ※ 9月6日、7日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が6日、5月決算法人が7日に予約すること。		
	6月決算法人	10	18(木)、19(金)		芦北建設会館
	7月決算法人	11	2(金)		人吉建設会館
	8月決算法人	11	30(金)		人吉建設会館
9月決算法人	1	11(金)			
天 草	10～11月決算法人	4	13(金)	10時から (5/18、5/25 6/15、9/21 は9時から)	天草建設会館
	個人、12月決算法人	5	17(木)、18(金)、24(木)、25(金)		
		6	14(木)、15(金) ※ 6月15日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月17日、18日、24日、25日、6月14日が全部予約されてから予約すること。		
	1月決算法人	6	15(金)		
	2～3月決算法人	7	13(金)		
	4月決算法人	8	24(金)		
	5月決算法人	9	20(木)、21(金)		
	6月決算法人	10	5(金)		
	7月決算法人	11	9(金)		
8月決算法人	12	7(金)			
9月決算法人	1	15(火)			

地 区	対 象 決 算 月	審 査 日			審 査 場 所	
		月	日(曜日)	開始時間		
大 臣	10～12月決算法人	4	23(月)	10時から	熊本県庁 13階会議室	
	1～2月決算法人	6	28(木)			
	3月決算法人	7	26(木)、27(金)			
	4月決算法人	8	27(月)			
	5月決算法人	9	28(金)			
	6～7月決算法人	10	30(火)、31(水)			
	8月決算法人	11	26(月)			
	9月決算法人	12	14(金)			
予備日	受審要件を満たす者	平成 20 年	3	6(木)	10時から	別途指定する 場所

熊本県公告第 151 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画臨港地区（百貫港臨港地区）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 152 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 桜町段山線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第 153 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、山鹿市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市計画図作成）	平成 18 年 7 月 27 日から 平成 19 年 1 月 31 日まで	山鹿市山鹿、鹿本町及び鹿央町の 一部地域

熊本県公告第 154 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
山鹿市大字杉字寺の前 731 番 1、同 731 番 3、同 731 番 6、同 733 番 1、同 733 番 2、同 733 番 4、同 733 番 5、同 734 番、同 735 番、同 736 番、同 736 番 2、同 737 番 1、同 737 番 2、同 737 番 3、同 759 番 1 及び同 759 番 2
5,333.25 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山鹿市杉 793 番地の 1
株式会社フチガミ

登 載 依 頼**くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会公告第 1 号**

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 2 月 16 日

くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会

- 1 開催日時
平成 19 年 2 月 22 日（木）
午後 2 時から午後 4 時
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1

- 県庁本館 13 階会議室
- 3 議題
- (1) 高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の取組状況について
 - (2) 新バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）について
 - (3) 新法制定に伴う「やさしいまちづくり条例」の改正について
 - (4) 障害者用駐車場適正利用に向けての取組みについて
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、開催場所において受付の上、くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局の指示に従い、会議の会場に入室できます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18-1
くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室)
(電話 096-333-2202)
(ファックス 096-387-5992)

熊本県社会教育委員会議公告第 40 号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 19 年 2 月 16 日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時
平成 19 年 3 月 20 日（火）
午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18-1
県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
「地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について」報告書について
- 4 傍聴手続
 - (1) 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - (2) 受付時間は、開会の 1 時間前から 10 分前までとする。
 - (3) 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。
 - (4) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育庁社会教育課生涯学習係
(電話 096-333-2697)

正 誤

平成 18 年 3 月 31 日付け熊本県公報第 11388 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	60	双板 1 (208-2-001)	又板 1 (208-2-001)
7	6	双板 2 (208-2-002)	又板 2 (208-2-002)
7	16	双板 3 (208-2-003)	又板 3 (208-2-003)

平成 18 年 3 月 23 日付け熊本県公報号外第 11 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
13	26	3 号給	3 号級
34	22	規定の適用	規定に適用

59	21	知事の承認を得たもの	知事に承認を得たもの
61	5	該当するもの	該当する者
64	34	庁舎内	庁舎外
67	9	収用委員会	収容委員会
67	11	日額	月額